

藤沢市社会教育委員の委嘱について
次の者を藤沢市社会教育委員に委嘱する。

2023年（令和5年）1月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

ふりがな 氏 名	生年月日	住 所	選出 区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別	備 考
越智 明美			社会教育 関係者	新任	委嘱	青少年関係 団体

2 任期

2023年(令和5年)1月14日から2024年(令和6年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員に欠員が生じたことに伴い、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要による。

参 考

社会教育法 抜粋

(社会教育委員の設置)

第15条

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

藤沢市社会教育委員に関する条例 抜粋

(委員の定数等)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の理由があるときは、任期中でも解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。